

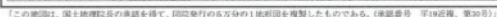
香美町森林整備計画

計 画 期 間 自 令和 7 年 4 月 1 日
 至 令和 1 7 年 3 月 3 1 日

(令和 7 年 3 月 1 4 日香美町告示第 3 6 号)

兵 庫 県
香 美 町

平成19年6月作成



目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1	森林整備の現状と課題	1
2	森林整備の基本方針	1
3	森林施業の合理化に関する基本方針	2
II	森林の整備に関する事項	
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1	樹種別の立木の標準伐期齢	3
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	3
3	その他必要な事項	5
第2	造林に関する事項	
1	人工造林に関する事項	6
2	天然更新に関する事項	7
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	8
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	9
5	その他必要な事項	9
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	10
2	保育の種類別の標準的な方法	11
3	その他必要な事項	11
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	12
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	13
3	その他必要な事項	18
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	19
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	19
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	19
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	19
5	その他必要な事項	20
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	21
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	21
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	21
4	その他必要な事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	22
2	路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	22
3	作業路網の整備に関する事項	22
4	その他必要な事項	24
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	25
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	25
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	26

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法	28
2	その他必要な事項	28
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	29
2	鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）	29
3	林野火災の予防の方法	29
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	30
5	その他必要な事項	30

Ⅳ その他森林の整備のために必要な事項

1	森林経営計画の作成に関する事項	31
2	生活環境の整備に関する事項	32
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	32
4	森林の総合利用の推進に関する事項	32
5	住民参加による森林の整備に関する事項	34
6	その他必要な事項	34

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本町は兵庫県の北西部に位置し、平成17年4月に旧香住町、旧村岡町、旧美方町が合併して誕生した。日本海に至る総面積約369km²と広大なエリアで、但馬地域の約17%を占めている。

日本海に面した海岸部は山陰海岸国立公園に指定されており、東から相谷、柴山、香住、鎧、余部、御崎の諸港があり、特に香住港は第3種漁港、柴山港は避難港として日本海側における有数の漁港、港湾となっている。また、平成22年10月には山陰海岸ジオパークが世界ジオパークネットワークに加盟認定されるなど、海岸部には国の天然記念物を含む多くの自然が残されている。

中南部には氷ノ山後山那岐山国定公園及び但馬山岳県立自然公園があり、鉢伏山及び蘇武ヶ岳を主峰とする1,000m級の山々に囲まれ、これらの山岳部にハチ北高原、中腹部に兎和野高原及び十石高原が広がり、さらには山間を流れる数々の溪谷は起伏に富んだ景観をなし、湯舟川及び矢田川を経て日本海へと注いでいる。

本町の森林面積は31,737haで、町総面積の約86%を占めている。民有林面積は29,646haである。人工林全体面積は14,424haで、人工林率は48.7%となっている。(令和4年度兵庫県林業統計書による)

本町林業は戦後の木材需要の高まりと薪炭の需要減に伴い、機関造林を核としてスギ、ヒノキの拡大造林が進められ、当時は基幹的な産業であった。しかし、高度経済成長期以降は若者の都市部への流出、人件費に比べ木材価格の低迷などにより林業離れが起こり、現在では利用可能な林齢に達した林分も多く見られるものの、木材生産は低調である。よって、現在も実施している搬出間伐等による木材生産を集約的かつ計画的に進める必要がある。

また、木材は断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和する効果が高い等の性質を有していることから、木材の利用を促進し木材の需要を拡大することは、健康的で温もりのある快適な生活空間の形成や二酸化炭素の排出の抑制及び循環型社会の形成、林業の再生を通じた森林の適正な整備につながり、森林の多面的機能の持続的な発揮にも貢献することが期待される。

なかでも公共建築物は広く住民の利用に供されるものであり、木と触れ合い木の良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であることから、地域産材を利用した木造施設の整備の推進に可能な限り努める。

木材生産や木材利用を目的とした森林整備と合わせ、豊かな自然環境や野生動物の生態に配慮し、四季折々変化があり住民の心を癒すような、広葉樹を中心とした森林の整備を推進することも今後の課題である。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

本町の豊富なスギ、ヒノキの人工林資源を活用し、林業を元気にする森づくりを目指す。また、その豊富な森林資源を活用して都市住民との交流を推進する森づくりを目指す。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林整備は森林の多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため必要不可欠である。

本町の基本的な考え方として、水源涵（かん）養、山地災害防止、保健文化及び木材等生産の各機能の充実と併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林が特に発揮することを期待される機能に応じて、本町内の森林を4区分に分けて森林整備を推進する。

4区分は「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」とし、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持造成を図るとともに、路網整備を推進して効率的な森林施業、適正な森林経営を実施する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林の公益的機能の高度発揮を図るため、県、森林組合、森林所有者等の連絡を密にし、森林施業の共同化、林業担い手の確保、林業機械化の促進、国産材の流通、加工体制の整備等を有機的関連のもとに計画的かつ総合的に推進する。

Ⅱ 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について平均成長量が最大となる年齢を基準とする。森林の公益的機能、平均伐採齢及び森林の構成を勘案した標準伐期齢は表1-1による。

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すものではない。

【表1-1】

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	35年	40年	40年	45年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木地の伐採は気候、地形、土壌等の自然条件を踏まえ、森林の公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるとともに、花粉発生源となるスギ等の人工林の伐採、植替え等を促進する。

また、伐採・搬出は地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こす恐れがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう集材路の作設を避けて架線集材による。

このほか「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により実施する。

立木竹の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法は皆伐又は択伐による。

（1）皆伐

皆伐は主伐のうち択伐以外のものとする。気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図る。

ア 人工林の場合

- ① 皆伐は1箇所あたりの伐採面積を適当な規模にするとともに、伐採箇所についても努めて分散を図ることとし、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のた

めに必要がある場合には保護樹帯を積極的に残すなど、気象害の防止、林地の保全、公益的機能の発揮等に配慮する。

- ② 主伐の時期は樹種ごとの生産目標に対応する径級に達した時期とし、公益的機能の高度な発揮及び多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえて多様化及び長期化を図るよう努める。
- ③ 公益的機能の観点から皆伐等の施業が適切でない育成単層林においては、部分伐採を促進して郷土樹種や広葉樹による混交林化等の複層林施業の導入を図る。
- ④ 主伐の目安は表 1－2 による。

【表 1－2】

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級	
スギ	一般建築用材	中仕立て	30 cm	40 年
	一般建築用材	中仕立て	32 cm	60 年
ヒノキ	一般建築用材	中仕立て	22 cm	45 年
	一般建築用材	中仕立て	26 cm	60 年
マツ	一般材等	中仕立て	20 cm	40 年

イ 天然林の場合

皆伐は植栽が確実に実施されるか、地域の既往の林業施業等から判断してぼう芽の発生や稚樹の生育が確実に見込まれ、天然更新が確実な林分で実施する。

(2) 択伐

択伐は主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で実施するものであり、材積にかかる伐採率が 30 %以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては 40 %以下）の伐採とする。

また、森林の多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持し、適切な伐採率で実施する。

ア 人工林の場合

- ① 単木択伐の場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率により実施する。
- ② 群状択伐、帯状択伐の場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮して実施する。また、単層林から複層林化を進める場合は強度の間伐や主伐として択伐を実施する。

イ 天然林の場合

人為及び天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林に確実に誘導する観点から、気候、地形、土壌等の自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案し、稚樹や母樹の保存、優良なぼう芽を発生させることに配慮して伐採する。

3 その他必要な事項

林地の保全、落石等の防止、寒風害等の被害防止、風致の維持等のために必要がある場合は、所用の保護樹林帯を設置する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行なうことが適当である森林、木材等生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林等において実施する。

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は表2-1による。植栽に係る樹種は、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定し、花粉発生源対策の加速化を図るため、いずれも花粉の少ない品種への転換を促進する。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町林務担当部局とも相談のうえ適切な樹種を選択する。

【表2-1】

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、ブナ、ナラ類、クヌギ、ケヤキ、カエデ類、カラマツ、ヤマザクラ	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

植栽本数は表2-2による本数を標準する。

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は本町林務担当部局とも相談のうえ適切な植栽本数を決定する。

【表2-2】

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	中仕立て	2,000～4,000	
	疎仕立て	1,000～1,500	
ヒノキ	中仕立て	2,000～4,000	
	疎仕立て	1,000～1,500	
マツ	中仕立て	2,000～4,000	
広葉樹	中仕立て	2,000～10,000	

イ その他人工造林の方法

人工造林は表2-3による方法を標準する。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

【表 2－3】

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。ただし、急傾斜地帯の崩壊の危険性のある箇所や防風効果を利用して植栽木を寒風から保護したい箇所等は、等高線沿いの筋状地拵えを実施して林地の保全に努める。
植付けの方法	全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋状地拵えの場合は等高線に沿って、できるだけ筋を通して植え付ける。植え付け方は丁寧とする。
植栽期間	2～3月中旬までに実施することを原則とし、秋植えする場合は苗木の根の成長が鈍化した時期に実施する。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成のため、伐採跡地の人工造林をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、皆伐の場合は2年、択伐の場合は5年とする。

2 天然更新に関する事項

天然更新は気候、地形、土壌等の自然的条件に加え、林業技術体系等において主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林で実施する。

なお、近年、シカ食害など野生動物による被害が顕著であることから、伐採後速やかに野生動物防護柵等を設置するなど適切な獣害対策を行い、確実な更新が図れる場合に限るものとする。

また、以下に示す内容により森林の確実な更新を図る。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は表 2－3－1 による。

【表 2－3－1】

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、シロダモ、リョウブ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ等、その他県内に自生し高木性の樹種を対象とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	上記のうちスギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツを除いたもの。

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新をすべき立木の本数は3,000本/ha（ただし、周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る）とする。ここで、更新すべき立木の本数は期待成立本数である ha 当たり10,000本に10分の3（立木度）を乗じたものとする。

【表 2-4-1】

樹種	期待成立本数
スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クリ・ナラ類、シイ・カシ類、ブナ、ホオノキ、ケヤキ、ミズメ、シロダモ、リョウブ、ネズミモチ、ヤブニッケイ、ヤブツバキ、タブノキ等、その他県内に自生し高木性の樹種	10,000本/ha

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業の標準的な方法は表 2-4-2 による。

【表 2-4-2】

区分	標準的な方法
地表処理	ササや枝条等の粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所は、かき起こし、枝条整理等の地表処理を実施し種子の定着及び発育の促進を図る。
刈り出し	天然稚樹の生育がササなどの下層植生により阻害されている箇所は、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図る。
植え込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所は、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを実施する。
芽かき	萌芽更新を行った箇所は、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を 1 株当たり 2～3 本残すものとし、それ以外は掻き取る。
鳥獣害対策	天然更新箇所の周囲またはパッチ状に高さ 1.8 m 以上の樹脂ネット（ステンレス線や強化繊維混入）柵を設置する。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新をすべき期間以内に伐採跡地の天然更新の状況を確認し、天然更新をすべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地の天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後 5 年以内とする。ただし、立地条件や周辺環境によっては森林の公益的機能の維持を発揮するため、早期回復を図る。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100 m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本とする。

また、天然更新が期待できない森林においては主伐後の適確な更新を確保することとし、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な稚幼樹の生育状況、

林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、次表のとおりとする。

森林の区域	備考
町内全域	病虫獣害などの発生状況、自然条件等を勘案して、適切な獣害対策の実施により天然更新が確保できる地域を除く。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準は、次のとおりとする。

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

10,000本/ha（表2-4-1と同じ）とする。

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

間伐及び保育は、これまで造成されてきた人工林を健全な状態に維持していく上で必要不可欠な作業である。間伐及び保育作業が適切な時期及び方法で実施されるよう、計画的かつ積極的に推進する。

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐は表3-1を標準として、過度の競争関係を緩和することを旨として、森林の立木の成長度合い等を勘案して適正な時期、方法等により実施する。

【表3-1】

樹種	施業体系		間伐時期（年）				間伐の方法	
	生産目標	植栽本数 (ha 当たり)	初回	2回目	3回目	4回目	間伐率	選木基準
スギ	中径材 伐期 40年	2,000～ 4,000本 中仕立て	14	18	24	30	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で2,800本（40年生伐期）、2,600本（60年生伐期）成立状態から間伐を開始するものと仮定し算出した。 初回は形質不良木から順に選木するが、不良木のみでなく満遍なく間伐を実施する。 2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔において選木する。
	中径材 伐期 60年	2,000～ 4,000本 中仕立て	20	27	34	40		
ヒノキ	柱材 伐期 45年	2,000～ 4,000本 中仕立て	22	30	37	—	おおむね 20～ 30%	間伐率は枯損や除伐で2,700本成立状態から間伐を開始するものと仮定し算出した。 初回は形質不良木から順に選木するが、不良木のみでなく満遍なく間伐を実施する。 2回目以降は、主伐時まで残存すべき優れた形質の木を選択し、それ以外の木を適正な間隔において選木する。
	中径材 伐期 60年	2,000～ 4,000本 中仕立て	22	30	37	45		

（注）時期（林齢）及び間伐率は、地位や生産目標が異なることにより植栽本数が上記以外の場合もあるので、地位の良否、植栽本数の多少に応じて調整する。

※標準伐期間未満の平均的な間伐の実施間隔は10年、標準伐期間以上の平均的な間伐の実施間隔は15年とする。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は表 3－2 を標準として、当該森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案するとともに、作業の効率化及び省力化に留意して、適正に実施する。

【表 3－2】

種類	樹種	実施すべき標準的な林齢 及び回数	保育の方法
下刈	スギ	1～8 年生のうちで 5～8 回	植栽木が下草より抜け出るまで実施する。時期は造林木の生長が最盛期となる直前とし 6～8 月頃を目安とする。
	ヒノキ	1～10 年生のうちで 5～10 回	
つる切り	スギ	1～8 年生のうちで 1～2 回	下刈り終了後、つるの繁茂の状況に応じて実施する。時期は 6～7 月頃を目安とする。
	ヒノキ	1～10 年生のうちで 1～2 回	
除伐	スギ	伐期 40 年は 10 年生で 1 回、 伐期 60 年は 2 回	下刈り終了後、林冠が閉鎖した時期に造林木の生長を阻害する又は阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。時期は 8～10 月頃を目安とする。
	ヒノキ	10 年生、15 年生で各 1 回	
枝打ち	スギ	8～16 年生のうちで 3 回 (打ち上げ 4m)	林冠が閉鎖し林木相互間に競争が生じ始めた頃から、病虫害の発生予防及び材の完満度を高めるために実施する。時期は樹木の生長休止期とする。
	ヒノキ	10～21 年生のうちで 4 回 (打ち上げ 6m)	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能が高い森林等、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林は別表1による。

イ 施業の方法

施業の方法は下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図る。また、次表の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域は別表2による。

森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	45年	50年	50年	55年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

次の①及び②に掲げる森林の区域は別表1による。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命、人家等施設への被害の恐れがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等

② 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場、森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法は、アの①に掲げる森林においては地形、地質等の条件を考慮した上で、伐採に伴って発生する裸地化の縮小及び回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業及び美的景観の維持、形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林においては風致の

優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という）を育成する森林施業を実施することが必要な場合には、当該森林施業をそれぞれ推進する。

また、アの①及び②に掲げる森林においては、原則として長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を実施する伐期齢の下限を樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①及び②に掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため次表の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものは、当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2による。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地域	樹種				
	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
全域	70年	80年	80年	90年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材等生産機能が高い森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、自然条件等から一体として森林施業を実施することが適当と認められる森林等、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は別表1による。このうち林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」とする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するための生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、的確な保育、間伐等を図る。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等による効率的な森林整備を実施する。

また、原則として人工林は皆伐後に植栽による更新を実施する。ただし、天然下種更新やぼう芽更新を計画する場合はこの限りでない。

【別表 1】

区分			面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			20,767.26
森林の区域	香住区	4ア〜ウ、5ア〜エ、8ア、イ、9ア、イ、10ア、イ、11ア〜エ、15ア〜ウ、16ア〜カ、17ア〜シ、18ア〜ク、 19ア〜エ、20ウ、ク、32ア〜キ、36ア〜ケ、40ア〜エ、41ア〜オ、42ア〜エ、43ア〜カ、49ア、イ、50ア〜エ、51 ア〜カ、52ア、53ア、54ア〜オ、55ア、イ、56ア〜キ、59ア〜ウ、60ア、イ、63ア〜ス、83ア、84ア〜キ、85ア〜 エ、86ア〜コ、89ア、イ、90ア、イ、91ア、92ア、93ア、95イ、96ア、100ア〜ク、101ア〜オ、102カ〜ク、1 03ア〜サ、105ア、106ア〜エ、107ア〜ウ、109ア、111ア〜ツ、113ア〜エ、114ア〜オ、115ア〜キ、	
	村岡区	1ア、2ア、イ、3ア〜ウ、4ア、5ア、6ア、7ア〜オ、8ア〜ウ、9ア〜オ、10ア、イ、11ア、12ア、イ、13ア〜ウ、14 ア、15ア、イ、16ア、17ア、イ、18ア、19ア、20ア〜ウ、21ア、イ、22ア〜カ、23ア〜ウ、24ア、25ア〜オ、26 ア〜ウ、27ア、29ア〜ウ、30ア、イ、31ア、イ、32ア、33ア、34ア〜ウ、35ア〜カ、 36ア、イ、37ア、38ア、39ア、40ア、41ア〜オ、42ウ、43ア、44ア、46ア〜エ、47ア〜ク、48ア〜オ、49ア、 52ア〜カ、53ア〜エ、54ア〜コ、55ア〜カ、56ア、57ア〜オ、59ア〜エ、60ア〜エ、61ア〜ウ、62ア、63ア〜ウ、 64ア〜ケ、65ア〜カ、67ア〜ウ、68ア〜シ、75ア〜ス、77ア〜カ、79ア〜オ、80ア、81ア、82ア、イ、83ア、84 ア〜セ、85ア、86ア〜キ、87ア〜ウ、92ア〜コ、94ア〜ケ、95ア、96ア〜キ、97ア、98ア、イ、99ア、イ、100 ア、イ、101ア、102ア、103ア、104ア、105ア、106ア、 107ア、イ、109ア〜カ、112ア〜キ、114オ、115ア〜ツ、116ア、イ、117ア、イ、118ア〜ウ、119ア〜ウ、1 20ア〜ク、121ア、イ、122ア、イ、123ア、124ア、125ア〜キ、126ア〜オ、127ア〜オ、 128ア〜オ、129ア〜ウ、130ア、イ、131ア〜カ、132ア〜ス、133ア〜ス、134ア、135ア〜ケ、136ア〜エ、1 38ア〜ウ、139キ、140ア、142ア〜カ、143ア〜エ、144ア、イ、145ア、146ア〜セ、147ア〜オ、148ア、 イ、149ア〜エ、150ア、イ、151ア、152ア、153ア〜ウ、154ア〜ウ、157ア〜ト、 159ア〜オ、161ア、162ア、イ、163ア〜ウ、165ア〜ケ、168ア、169ア、170ア、イ、171ア、イ、172ア〜 エ、173ア、イ、174ア〜ク、175ア〜エ、176ア、177ア〜ウ、179ア〜タ、180ア〜ツ、181ア〜ケ、182ア、 イ、183ア、184ア、イ、185ア〜キ、186ア〜ウ、191ア、192ア、イ、193ア、イ	
	小代区	4ア〜ス、5ア〜キ、9イ〜オ、10ア〜チ、11ア〜ス、12ア〜オ、13ア、イ、14ア〜ク、15ア〜キ、16ア〜シ、17ア〜 カ、18ア〜オ、19ア、20ア、イ、21ア〜エ、22ア、イ、23ア、イ、24ア〜サ、25ア、イ、26ア、27ア、28ア、29 ア〜コ、30ア、イ、31ア〜ケ、32ア〜コ、33ア、イ、34ア、35ア〜エ、36ア〜キ、37ア〜ク、38ア〜タ、39ア、40 ア〜サ、41ア〜エ、42ア〜エ、43ア〜ウ、44ア、45ア〜オ、46ア、47ア、イ、48ア〜ウ、49ア、イ、50ア〜エ、51 ア、イ、52ア〜ウ、53ア〜カ、54ア〜カ	

区分			面積 (ha)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			14,053.93
森林の区域	香住区	6エ〜キ、7ア〜ウ、10ア、イ、11イ、14ア〜サ、15ア〜ウ、17ア〜オ、20ウ、エ、カ、キ、25オ、26ア、27ア、イ、28エ、カ、ク、30キ、ク、32エ〜カ、33イ〜カ、34ア、オ、35ア〜エ、36ア、イ、キ〜ケ、37ア、38カ、キ、サ、39ア、ケ〜サ、40イ〜エ、41イ、42エ、43ウ〜カ、44ア〜エ、45ア〜キ、46ア、47ア、イ、48オ、ケ、50ア〜ウ、51イ〜オ、52ア、54ア〜ウ、55キ、56オ〜キ、57ア、58ア〜エ、59ア〜ウ、60ア、61ア、イ、63エ、サ、64ア、イ、エ、65ア、イ、オ、67ア〜エ、68ア〜ウ、71ツ〜ト、73オ、カ、コ、サ、ス、セ、74サ、75ア〜エ、78ア〜ウ、オ、カ、80ア〜ケ、83カ、84ア、イ、カ、キ、85ア〜エ、87ア〜エ、88ア、イ、89イ、90ア、イ、91ア、92ア、93ア、94ア、95ア、イ、96ア、97ア、イ、98ア〜エ、99ア〜ケ、100ア〜ウ、102カ〜ク、104ア〜ウ、オ、105イ〜オ、106ア〜エ、107ア〜ウ、109ア、110ア、イ、111セ、チ、ツ、112ク、ケ、113ア〜エ、114ア〜ウ、115ア、イ、エ、116ア〜セ、119イ、120イ	
	村岡区	1ア、2ア、イ、3ア、イ、6ア、7ア、イ、18ア、20イ、21イ、22ア〜カ、23ア〜ウ、24ア、25ア〜エ、28ア、29ア〜ウ、30ア、イ、31ア、イ、32ア、33ア、34ア〜ウ、35ウ〜カ、36ア、イ、37ア、39ア、40ア、41エ、オ、42ア〜ウ、45ア、イ、46ア、47イ、ウ、49ア、51ウ、52ア、イ、エ、オ、53イ〜エ、54オ〜キ、57オ、58オ、カ、コ〜ソ、62ア、65ア〜カ、66サ、75ア〜ス、76エ〜カ、83ア、84ウ、エ、84サ〜セ、85ア、90ア〜ク、91ア〜キ、92ウ、オ〜キ、ケ、93エ、96イ、97ア、98ア、イ、99ア、105ア、106ア、107ア、イ、108イ、ウ、110イ、エ、116ア、イ、117イ、118ア〜ウ、125ウ、126オ、131ア〜カ、132ア、ス、139キ、ク、141ウ〜カ、147ア〜オ、148ア、イ、149ア〜エ、150ア、イ、151ア、152ア、153ア〜ウ、154ア〜ウ、155ア、イ、157エ、サ〜ス、ソ、160ア〜ト、165ア、イ、ク、ケ、166ア〜オ、168ア、170ア、イ、171ア、176ア、177ア、179ケ、180ケ〜ソ、181ア〜エ、キ、182ア、イ、183ア、184ア、イ、185エ、カ、キ、186ア〜ウ、191ア、192ア〜エ、193ア	
	小代区	2ア、3ア、4イ〜コ、シ、ス、5ア、エ、カ、7ア〜ウ、オ〜キ、8ア〜ウ、9イ〜オ、10ア〜エ、ス〜タ、11ア〜エ、12ア〜エ、14ア〜オ、15ア〜キ、16キ、コ、シ、17ア〜カ、19ア、20イ、21ア〜エ、22ア、イ、24ケ、27ア、28ア、29ア〜コ、31エ〜ケ、32エ、カ、グ〜コ、35イ、エ、36ウ、オ、37ア〜ウ、オ、カ、ク、38ケ、コ、39ア、40エ、オ、41ア、42ア〜エ、43ア、47ア、イ、48ア〜ウ、49ア、イ、50イ〜エ、52ア、イ、53ア〜カ、54エ	

区分			面積 (ha)
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			3,828.12
森林の区域	香住区	1ア〜ウ、2ア、イ、3ア〜カ、22ア〜カ、23ア〜ケ、24ア〜オ、25ア〜ス、26ア〜エ、27ア〜ウ、28ア〜サ、31ア〜カ、33ア〜キ、66ア〜エ、70ア〜テ、71ア〜ト、72ア〜ト、73ア〜セ、74ア〜サ、75ア〜ス、76ア〜ク、77ア〜ク、79ア〜エ、81ア〜チ、83ア〜ケ、104カ〜ケ、110ア〜ス、112ア〜ケ、117ア〜エ、118ア〜オ、119ア〜ウ、120ア〜オ	
	村岡区	50ア〜カ、51イ、52エ、58ツ、ツ、テ、66ア〜サ、69エ〜ク、70ア〜キ、72ア〜オ、73ア〜ク、74ア〜ツ、76ア〜キ、88シ、89ア〜ク、93ア〜ケ、125ア〜キ、126ア、181ア〜ケ、191ア	
	小代区	16ア〜シ、42ア、イ、45ア〜オ	

区分			面積（ha）
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			22,624.10
森林の区域	香住区	1ア〜ウ、2ア、イ、3ア〜カ、4ア〜ウ、5ア、イ、6ア〜コ、7ア〜カ、8ア、イ、9ア、イ、10ア、イ、11ア〜エ、12ア〜カ、13ア〜キ、14ウ〜サ、16イ、ウ、17ア〜ウ、カ、キ、ク〜シ、18ア〜ク、19ア〜ウ、20ア〜ク、 21ア〜ツ、23ア〜ク、コ、25ア〜オ、キ〜サ、26ア〜ウ、27ア〜ウ、28イ〜オ、29ア〜セ、30ア〜ク、 32ア〜エ、カ、33ア〜カ、34ア〜オ、35ア、イ、エ、36ア〜ケ、37ア〜オ、38ア〜キ、39ア〜サ、40ア〜エ、41ア〜オ、42ア〜エ、43オ、カ、44ア〜エ、45ア〜キ、46ア、47ア、イ、48ア〜ケ、49ア、イ、50ア〜エ、51ア〜オ、54ア〜オ、55ア、イ、56ア〜キ、57ア、イ、58ア〜ク、59イ、ウ、60ア、イ、61ア、イ、 62ア〜エ、カ、キ、63ア〜ス、64ア〜エ、65ア〜オ、67ア〜サ、68ア〜ウ、74サ、75ア、76エ〜カ、80ウ、エ、キ、 81ア〜エ、カ、ク、コ〜チ、82ア、イ、83ア、85ア〜エ、86ア、ケ、コ、87ア〜カ、88ア、イ、 89ア、イ、90ア、93ア、94ア、95ア、イ、96ア、97ア、イ、98イ、99ア〜ク、101ア〜オ、102ア〜ク、103ア〜サ、108ア〜ウ、109ア、110キ、シ、ス、119ア〜ウ、120ア〜オ ＜特に効率的な施業が可能な森林＞ 該当なし	
	村岡区	1ア、2ア、イ、3ア〜ウ、4ア、5ア、7ア〜オ、8ア〜ウ、9ア〜オ、10ア、イ、12ア、イ、13ア〜ウ、15ア、イ、16ア、 17ア、イ、18ア、19ア、20ア〜ウ、21ア、イ、22ア〜カ、23ア〜ウ、24ア、25ア〜オ、26ア〜ウ、27ア、28ア、 イ、29ア〜ウ、30ア、イ、31ア、イ、32ア、33ア、34イ、ウ、35ア〜カ、36ア、イ、 37ア、38ア、39ア、40ア、41ア〜オ、42ア〜ウ、43ア、44ア、45ア、イ、46ア〜エ、47ウ〜ク、48ア〜オ、49ア、 50ア〜カ、51ア〜エ、52ア〜カ、53ア〜エ、54ア〜コ、55ア〜カ、56ア、57ア〜オ、58ア〜テ、59ア〜エ、60ア〜エ、 61ア〜ウ、62ア、63ア〜ウ、64ア〜ク、65ア〜カ、66ア〜サ、68ア〜サ、69ア〜ク、70ア〜キ、71ア〜ス、 72ア〜オ、73ア〜ク、75ア〜ス、76ア〜キ、77ア〜カ、79ア〜オ、81ア、82ア、イ、83ア、84ア〜セ、85ア、86ア〜キ、 87イ、88ウ、89ア〜カ、90ア〜ク、91エ〜キ、92オ〜コ、 94ア〜ケ、95ア、96ア〜キ、97ア、98ア、イ、99ア、イ、100ア、イ、103ア、104ア、105ア、106ア、107ア、 イ、108ア〜ウ、109ア、イ、カ、110ア〜エ、112ア〜キ、114ア〜キ、115サ〜リ、116ア、イ、117ア、イ、 118ア〜ウ、119ア〜ウ、120ア〜ク、122ア、イ、123ア、124ア、125ア〜キ、 126ア〜オ、127ア〜オ、128ア〜オ、129ア〜ウ、130ア、イ、131ア〜カ、132ア〜ス、133ア〜ス、 134ア、135ア〜ケ、136ア〜エ、139ア〜ケ、140ア、141ア〜カ、142ア〜カ、143ア、ウ、エ、144ア、イ、145ア、 146ア〜ケ、サ〜セ、147ア〜オ、148ア、イ、149ア〜エ、150ア、151ア、152ア、 153ア〜ウ、154ア〜ウ、155ア、イ、158キ、159ア〜オ、160ア〜ト、161ア、162ア、イ、164イ〜エ、165ア〜キ、 ケ、166ア〜ク、167ア、イ、168ア、169ア、170ア、イ、171ア、イ、174キ、175ア〜エ、176ア、178ア〜ケ、 179ア〜タ、181ア〜ケ、182ア、イ、183ア、184ア、イ、185エ、186ア〜ウ、187ア〜シ、188ア〜コ、 192ア〜ウ、キ、193ア、イ、194ア〜ク ＜特に効率的な施業が可能な森林＞（再掲） 25オ、73ア、エ、74ウ、76カ、77ア、123ア、179ア	

	小代区	1ア〜キ、2ア、3ア〜カ、4ア〜ス、5ア〜キ、6ア、イ、7ア〜キ、8ア〜コ、9イ〜オ、10ア〜チ、11ア〜エ、カ〜ス、12ア、イ、14ア〜ク、15ア〜キ、16ア〜シ、17ア〜カ、19ア、21ア〜エ、22ア、イ、23ア、イ、24ア〜サ、25ア、26ア、28ア、29ア〜コ、30ア、イ、31ア〜ケ、32ア〜コ、33イ、35ア、37イ、ウ、39ア、40ア〜サ、41ア〜エ、42ア〜エ、43ア〜ウ、44ア、45ア〜オ、46ア、47ア、イ、48ア〜ウ、49ア、イ、50ア、イ、51ア、イ、52ア〜ウ、53ア〜カ、54ア〜カ ＜特に効率的な施業が可能な森林＞（再掲） 24ウ、キ、31ケ
--	-----	---

【別表 2】

施業の方法	森林の区域	面積（ha）
伐期の延長を推進すべき森林	別表 1 のうち、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	10, 141. 24
長伐期施業を推進すべき森林	別表 1 のうち、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林及び保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16, 975. 56

（注）別表 1 及び別表 2 の規定に関わらず、添付の公益社団法人ひょうご農林機構資料に規定されている区域はその記載内容を優先適用する。

3 その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法

該当する森林において行う間伐又は保育その他の森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備を実施する。

（2）その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等への施業の委託状況等を踏まえ、森林経営計画制度を活用して森林経営の森林組合等への委託を促進するとともに、森林施業の集約化を図る。

不在村森林所有者が多い地域においては、当該所有者に対する普及啓発活動を強化及び適正な森林施業の確保による森林の整備に努めるとともに、森林所有者に対して施業の具体的な内容や収支見込み等を示す「森林施業プランナー」の育成及び提案型による集約化施業の推進を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

長期施業の委託等を含めた森林所有者等に対する森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言、あっせん等により、計画的な森林施業及び経営の受託を図る。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期施業の受託等を含めた森林の経営の受託方法は、関係者間で錯誤が無いよう同意のうえ実施する。また、立木の育成権の委任の程度や金銭に係る事項等、契約内容について関係者間で確認する。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 基本的な考え方

森林所有者自らが森林組合等に施業を委託するなど森林の経営管理を実行することが出来ない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林は、森林経営管理事業の実施により適切な森林の経営管理を推進する。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成は、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

(2) 活用にあたっての考え方

森林経営管理事業を実施する場合は当該事業の対象となる森林の状況等を踏まえ、本計画に定める森林の整備に関する事項（間伐及び保育の標準的な方法、公益的機能別施業森林等において推進すべき施業の方法等）に適合する施業を実施する。

なお、当該事業の実施により対象森林が効率的かつ安定的な経営管理が行われる森林として見込まれると認められる場合は、経営管理実施権の対象として取り扱う。

5 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町においては、森林組合が森林施業を集団的かつ計画的に受託し、施業の共同化を実施してきたが、今後も小規模森林所有者や不在村森林所有者等の森林における適正な森林施業を実施するため、町、森林組合、森林所有者等が連携して森林施業の共同化を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業を効率的に実施するため、施業の共同化を図り集団的な作業量を確保するとともに、作業路等の整備及び高性能林業機械の導入により経費の軽減を図り、合理的な林業経営を推進する必要がある。そのため、施業実施協定の締結のほか、造林、保育、間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより計画的な森林施業を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 共同で森林施業を実施する者（以下「共同施業者」という）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を実施することとし、間伐を中心として施業は可能な限り共同で行い、場合によっては森林組合等への委託により実施する。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は、共同施業者により実施する。
- (3) 共同施業者の一人が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同施業者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業者が果たすべき責務等を明らかにする。
- (4) 共同施業者の合意の下、施業実施協定の締結に努める。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準は表7-1による。

【表7-1】

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ～ 15°)	車両系作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 (15° ～ 30°)	車両系作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系作業システム	25～40	0～35	25～75
急傾斜地 (30° ～ 35°)	車両系作業システム	15～25	45～125	60～150
	架線系作業システム	15～25	0～25	15～50
急峻地 (35° ～)	架線系作業システム	5～15	—	5～15

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格、構造等の路網整備を図る観点から林道規程(昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知)又は林業専用道作設指針(平成22年9月4日22林整第602号林野庁長官通知)を基本として、県が定める林業専用道作設指針に基づき開設する。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設は、自然条件や社会的条件が良好であり将来にわたり育成単層林として維持する森林を主として整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

(単位 延長：km 面積：ha)

開設/ 拡張	種類	区分	位置	路線名	延長 及び 箇所数	利用 区域 面積	うち 前半 5年分	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	香住区から村岡区	桧尾御崎線	6,000	140		開①	
開設	自動車道	林道	香住区	柴山ミノ線	1,500	198		開②	

開設	自動車道	林道	香住区	大谷三川線	5,000	961		開③	
開設	自動車道	林道	香住区	若山奥山線	1,500	218		開④	
開設	自動車道	林道	香住区	三川桑野本線	600	173		開⑤	
開設	自動車道	林道	香住区	下岡安木線	6,000	651		開⑥	
開設	自動車道	林道	村岡区	川会味取線	5,000	549		開⑦	
開設	自動車道	林道	村岡区から小代区	枕木線	1,500	166		開⑧	
開設	自動車道	林道	村岡区から小代区	広井長板線	1,500	85		開⑨	
開設	自動車道	林道	小代区	稲荷尾線	1,500	83		開⑩	
開設	自動車道	林道	小代区	宮山線	1,000	35		開⑪	
開設計				11路線	31,100	3,259			

拡張	自動車道	林道	香住区	若山線	15箇所	145		拡①	改良
拡張	自動車道	林道	香住区	サジ谷線	1,460	208		拡②	舗装
拡張	自動車道	林道	香住区	幸谷線	1,180	235		拡③	舗装
拡張	自動車道	林道	香住区	池ヶ平線	5,116	494		拡④	舗装
拡張	自動車道	林道	村岡区	瀬川氷ノ山線	20箇所 3,000	1,755 1,755	○	拡⑤	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	村岡区	三川線	35箇所 2,000	2,459 2,459	○	拡⑥	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	村岡区	妙見蘇武線	10箇所 3,000	1,224 1,224	○	拡⑦	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	村岡区	本谷線	9箇所 5,000	277 277		拡⑧	改良 舗装

拡張	自動車道	林道	村岡区	水山線	5箇所	195		拡⑨	改良
拡張	自動車道	林道	村岡区	宮神山田線	7,700	511		拡⑩	舗装
拡張	自動車道	林道	村岡区	大照線	10箇所	665		拡⑪	改良
拡張	自動車道	林道	村岡区	野間線	7箇所	178		拡⑫	改良
拡張	自動車道	林道	村岡区	福岡作山線	10箇所 2,000	222 222		拡⑬	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	小代区	稻荷尾線	2箇所 1,500	83 83		拡⑭	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	小代区	仏ノ尾線	5箇所	594		拡⑮	改良
拡張	自動車道	林道	村岡区	栗ヶ尾線	10箇所 2,000	260 260		拡⑯	改良 舗装
拡張	自動車道	林道	香住区	三尾御崎線	1箇所	320		拡⑰	改良
拡張計				13路線 11路線	139箇所 33,956	8,377 7,728			改良 舗装

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定めて台帳を作成して適正に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設は、基幹路網との関連、丈夫で簡易な規格、構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針に基づき開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

林業従事者の養成及び確保を進めるため、町全体で安定的な事業量の確保に努めるとともに広域就労の促進により組織及び経営基盤の強化を図る。また、町、森林組合、林業事業体等の連携を密にして長期の安定雇用、社会保障の充実、福利厚生面の充実等により、労働条件の改善に努め、林業従事者の養成及び確保を図る。

さらには、林業への新規参入及び起業など林業従事者の裾野の拡大、女性の活躍及び定着等に取り組む。

(2) 林業従事者、林業後継者の養成方策

ア 林業従事者の育成

森林組合及び林業事業体の各種事業の受委託の拡大を図りつつ、労働安全の確保、各種社会保険への加入等就労条件の改善に努めるとともに、林業従事者に対して技術研修会、林業講習会等を開催し、林業技術の向上や各種資格を取得するための条件整備を実施する。

また、森林所有者や地域住民等を対象に実施する林業体験等を通じて、森林林業の社会的意義、役割、魅力等について積極的に情報発信する。

イ 林業後継者等の育成

各種林業補助施策の導入を検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、森林組合、林業事業体、林業関係団体等において各種講習会や先進地視察等を実施して林業経営先進技術等の普及、調査、研究、情報交流の活動を行い、林業の普及啓発及び後継者の育成を図る。

(3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合及び林業事業体においては、施業の共同化や施業実施協定の締結、施業委託希望者への斡旋などにより安定的事業量の確保に努めるほか、施業集約化により事業量の拡大を図る。

また、就労の安定化及び近代化という観点から、労働安全の確保及び就労条件の整備を図り、雇用の通年化に努める。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

(1) 林業機械の導入の促進方向

林業従事者の減少及び高齢化などを考慮すれば、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るためには機械化の促進は必要不可欠である。

林業機械の導入にあたり、人力作業及び手持ち機械を中心とした作業体系から、地形傾斜や路網密度等に対応した高性能林業機械による作業体系への移行を目指す。それに併せて機械オペレーターの養成、安全作業の徹底を目指した研修会等への参加を図る。

(2) 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

(1)を踏まえた高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標は表８－１による。

【表８－１】

作業の種類		現状（参考）	将来
緩傾斜地	伐倒 造材 集材	・チェーンソー ・プロセッサ、ハーベスタ ・フォワーダ・ウインチ付きグラップル ・集材機、林内作業車 ・スイングヤーダ ・フェラーバンチャ	・チェーンソー ・プロセッサ、ハーベスタ ・フォワーダ、グラップル（スーパーロングリーチグラップル、ウインチ付きグラップルを含む） ・油圧集材機、架線式グラップル、ラジキャリア ・スイングヤーダ ・フェラーバンチャ
急傾斜地	伐倒 造材 集材	・チェーンソー ・プロセッサ、ハーベスタ ・フォワーダ・ウインチ付きグラップル ・集材機、林内作業車 ・スイングヤーダ	・チェーンソー ・プロセッサ、ハーベスタ ・フォワーダ、ウインチ付きグラップル ・油圧集材機、架線式グラップル、ラジキャリア ・スイングヤーダ、タワーヤーダ
造林 保育等	地拵え 下刈り	・チェーンソー ・刈払機	・チェーンソー、ウインチ付きグラップル ・刈払機

(3) 林業機械化の推進方策

施業集約化により事業量の安定的確保に努めるほか、高性能林業機械と作業路網を組み合わせた効率的な作業システムの開発を進める。また、機械オペレーター養成のための資格取得試験及び研修会等への積極的参加を図るとともに安全講習会の受講を徹底する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通施策においては、町内の齢級配置を考慮のうえ間伐を計画的に実施した上で、間伐材の商品化及び需要開発を検討して有効利用を目指す。また、生産者組織の育成及び木材品質の向上を図り、地域ぐるみで産地形成及び集出荷体制の整備を図る。

木材の流通、加工、販売施設等の整備計画及び特用林産物の生産、流通、加工、販売施設の整備計画は表８－２による。

【表 8－2】

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模	対象 図面	位置	規模	対象 番号	
チップ 生産施設	和田	管理棟 72 m ² 、作業建 物 726 m ² 、設備等	△ 1				
貯木場	和田	2,960 m ²	△ 2				
製材業	余部	48KW	△ 3				
しいたけ 栽培施設	大糠	原木	△ 4				
	神坂	原木	△ 5				
山菜加工所	村岡	1ヶ所 60 m ²	△ 6				
わさび 栽培施設	大谷	85.38 m ²	△ 7				
なめこ 生産施設	神水	900 m ²	△ 8				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域は別表3によるものとし「香美町森林整備計画概要図」のとおりとする。

(2) 鳥獣害防止の方法

対象鳥獣はシカとし、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を単独又は組み合わせて実施する。
また、その被害対策は特に人工造林が予定されている森林を中心に実施する。

なお、アに掲げる防護柵は改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、
鳥獣害防止対策の実施は鳥獣保護管理施策及び農業被害対策と連携及び調整して実施する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、幼齢木への忌避材の
塗布、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくり罠、囲い罠、箱罠等によるものをいう）誘引狙撃等の銃
器による捕獲等の実施

【別表3】

対象鳥獣の種類	区名称	森林の区域	面積（ha）
シカ	香住区	民有林全域	11, 174. 08
	村岡区	民有林全域	13, 576. 44
	小代区	民有林全域	4, 896. 11
計	—	—	29, 646. 63

2 その他必要な事項

鳥獣害防止対策の実施状況を現地調査等で確認し、それらが実施されていない場合は森林所有者
等に対する助言、指導を通じて鳥獣害防止を図る。

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針並びに方法

ア 松くい虫被害対策

森林病虫害等防除法に基づき策定する地区実施計画により、地域経済上重要な松林を防除区域、その周辺に位置する松林を周辺区域に指定し、これらの指定区域を対象に駆除及び予防対策を効率的かつ効果的に実施し、被害のまん延を防止する。

また、環境に配慮した防除を推進するため、被害木のチップ化による駆除等による農薬使用の軽減及び被害木の有効利用(破碎材のパルプ材等への利用)に努める。

なお、対象松林概況と被害対策の実施方針は次表による。

松林区分	松林区分毎の実施方針
【防除区域】 地区保全森林	木材資源として優良な松林、松たけ山等地域経済上重要な松林で、主に高度公益機能森林と一体(高度公益機能森林から概ね10km以内かつ面積10ha以上)となって保全を図る松林を対象として区域を指定する。 特別防除、地上散布、樹幹注入等の予防対策と伐倒駆除等の駆除対策を効果的に実施し、重点的に防除する。
【周辺区域】 地区被害拡大 防止森林	地区保全森林周辺(概ね2km)にある松林を対象として区域を指定する。 地区保全森林への被害拡大を防止するため、伐倒駆除の実施及び感染源の除去による樹種転換を促進する。

イ ナラ枯れ被害対策

県下で被害が拡大しているナラ枯れについては、関係機関と連携して被害把握に努めるとともに被害の拡大を防止に努める。

(2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止のため、早期発見及び早期駆除などに向け、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策及び被害監視から防除実行までにかかる地域の体制づくりを行う。また、森林病虫害等のまん延のために緊急に伐倒駆除を行う必要が生じた際は、伐倒の促進に関する指導等を行う。

2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害は、その防止に向け、シカ被害防止施策等と連携を図りつつ、野生鳥獣の被害や生息の動向等に応じた広域かつ効果的な森林被害対策を実施する。また、地域の実情を踏まえ野生鳥獣との共存にも配慮した森林整備を実施する。

3 林野火災の予防の方法

林野火災の防止のための防火線の設置等を促進するとともに、地域住民に対する普及啓発を行う。また、火入れは「香美町火入れに関する条例」に基づき実施するよう指導する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの目的は、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑、牧草地の改良等を実施する場合とし、火入れを行う前日までに消防、地区消防分団長、隣接する所有者（自治会）に必ず通知、連絡するよう指導するとともに、火入れの際に気象条件により強風、異常乾燥注意報など火災警報など発令された場合は、火入れを行わず、火入れをした場合は速やかに消火するよう指導する。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当なし

- (2) その他

該当なし

Ⅳ その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画の作成は次に掲げる事項に留意する。

- (1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体的かつ効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条の1号ロの規定に基づく区域は次表による。

区	区域 番号	林班	区域面積 (ha)
香 住 区	1	1・2・3・4・5・6・7・8・9・21・22・23・24・25・26・27・28	1,425.81
	2	10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・ 39・40・41・42・43・44・45・46・47・48・57・63	2,982.95
	3	69・70・71・72・73・74・75・76・77・78・79・80・81・82・83	1,308.6
	4	49・50・51・52・53・54・55・56・58・59・60・61・62・64・65・66・67・68・84・85・86・ 87・88・89・90	2,381.05
	5	91・92・93・94・95・96・97・98・99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・ 109・110・111・112・113・114・115・116・117・118・119・120	3,082.65
村 岡 区	1	1・2・23・24・25・29・30・31・32・33・34・36・37・38・39・40・41・46・47・48・55・ 56・57・58・72・73・74・75・76	2,136.92
	2	71・77・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88	1,508.96
	3	3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・26・27・28・ 35・42・43・44・45・49・50・51・52・53・54・59・60・61・62・63・64・65・66・89・90・ 93・94・95・96・97・98	3,882.67
	4	67・68・69・70・91・92・110・111・112・113・114・119・120・137・138・139・140・ 141・157・160	1,231.21
	5	115・116・117・118・121・122・123・124・125・161・164・166・167・168・169・ 170・171・172・173・174・175・176・177・178・179・180・181・182・183・184・ 185・186・187・188・189・190・191・192・193・194	2,228.31

	6	99・100・101・102・103・104・105・106・107・108・109・126・127・128・129・130・ 131・132・133・134・135・136・142・143・144・145・146・147・148・149・150・ 151・152・153・154・155・156・158・159・162・163・165	2, 705. 43
小 代 区	1	1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17・18・19・20・21・22・23・24	2, 165. 96
	2	25・26・27・28・29・30・31・32・33・34・35・36・37・38・39・40・41・42・43・44・45・ 46・47・48・49・50・51・52・53	2, 725. 33

(2) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
(1)の区域においてIIの第2の3による。

(3) IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
(1)の区域においてIIの第4による。

(4) IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3
の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
(1)の区域においてIIの第5の3及びIIの第6の3による。

(5) IIIの森林の保護に関する事項
(1)の区域においてIIIによる。

2 生活環境の整備に関する事項

該当なし

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

杵大池公園周辺の森林は地域住民の憩いの場として利用されてきたが、近年、森林の公益的機能に対する関心が高まっていることから、地域住民等が森林整備に積極的に参画できるように努めるとともに、間伐等の体験活動を通じた森林環境教育等の実施を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

地域の特色を生かした森林資源の活用、都市との交流を通じた山村の活性化を図るなど、多様な森林整備を促進する。

なお、森林の総合利用施設の整備計画は次表による。

施設の種類		現状（参考）		将来（計画）		対図 番号
		位置	規模	位置	規模	
香 住 区	丹生地・里山林 好野樹の森	丹生地	全体面積 20ha、東屋 2 基、植生解説板 2 基、歩道 1245m			▽ 1
	森・里山林整備	森	全体面積 70ha、東屋、エリア説明板、 歩道			▽ 2
	余部・鎧 たかのすの森	余部～ 鎧	展望台 1 棟、エリア説明板 2 基、解説 板 5 基、歩道 2,420m、ベンチ 16 基			▽ 3
村 岡 区	祖岡大池公園 あけぼのの森	祖岡	全体面積 33.0ha、林相整備 11.3ha 植 栽 1,286 本、歩道 3,306m、東屋、展 望台各 1 棟、ベンチ 9 基、人工林整備 0.91ha			▽ 4
	グリーンパーク ハチ北	大笹	キャンプ場 1 ヶ所、林間歩道 530m、林間 広場 1,000 m ² 、東屋 2 棟、トイレ 1 棟 等			▽ 5
	瀬川溪谷憩いの 森	板仕野	全体面積 92.0ha、植栽 100 本、東屋 1 棟、休憩棟 3 棟、トイレ 2 棟、水車茶 屋 1 棟			▽ 6
	緑の少年団 なかよしの森	大糠	全体面積 1.00ha、サクラ植栽 340 本、広 場 800 m ²			▽ 7
	千古の森里山林	高津	全体面積 33.0ha、林相整備 1.9ha、植 栽（スギ、サクラ）3.9ha、歩道 1,500 m、東屋(展望台)1 棟			▽ 8
	村岡・門真交流 の森	和池	全体面積 4.0ha、林相整備 4.0ha、植栽 160 本、歩道 400m			▽ 9
	木の殿堂	和池	木の殿堂管理棟 1 棟、芝生広場駐車場			▽10
	但馬高原植物園	和池	全体面積 11ha、東屋 3 棟、管理棟 1 棟、作業小屋 1 棟、レストラン			▽11
	兎和野野外教育 センター	宿	全体面積 127.0ha、管理棟、宿泊棟、 食堂棟、集会棟、学習等、キャンプ場 4 箇所、グラウンド、アスレチック施設等			▽12
小 代 区	生活環境保全林 整備事業	新屋	自然林造成 23.3ha、管理歩道 1,497.7 m			▽13
	快適の森 整備事業	大谷	歩道整備 2,365.0m、案内板 4 基、ベ ンチ 12 基、道標 10 基			▽14
	美方高原自然の 家とちのき村	新屋	管理研修棟、宿泊室、ホール棟食堂、 グラウンド、キャンプ場			▽15

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

町内の小中学生をはじめとした青少年に対して自然の大切さとふるさとへの愛着を育むための森林林業教室の開催等、森林に触れる機会の創出に努める。

(2) 木の駅プロジェクトに関する事項

「森のステーション美方」を拠点とした木の駅プロジェクト（「軽トラとチェーンソーで晩酌を」を合言葉に切捨間伐などで生じた林地残材などを軽トラックで運び出し、チップ工場に販売し、その売上金を原資とした地域通貨の流通により住民による森林整備と地域の活性化を進める取り組み）を推進する。

(3) 上下流連携による取り組みに関する事項

植物プランクトンや海藻の育成には広葉樹林の腐葉土から発生する肥料分やミネラルが重要であることは広く知られている。また、沿岸域から海への土砂流出がわかめ等の海藻類が枯れる要因となり、沿岸林の荒廃は土壌保全の低下につながり、沿岸漁業の衰退につながることが懸念される。

そこで矢田川流域での植栽活動、森林保全活動を実施することにより、より良い日本海沿岸域の環境造成と町民における森林の公益的機能への理解の深まり、森林に対する意識の高揚を図る。

(4) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合との連携をより密にし、普及啓発、経営意欲の向上に努める。

(2) 町行造林の整備に関する事項

本町は現在人工林を中心に森林を管理しており、今後も同様に森林組合に保育、間伐等を委託し実施する。

(3) 保安林その他法令等制限林に関する事項

保安林その他法令により施業の制限を受けている森林は当該制限に従い施業を実施する。

(4) 森林施業共同化重点実施地区に関する事項

該当なし